

「大学入学共通テスト 平成30年度試行調査」 教科・科目別出題分析

2017年に続き、18年11月、「大学入学共通テスト」の試行調査が行われ、全6教科18科目の問題が公表された。ここでは、そのうち主要な教科・科目について、代表的な問題とその特徴を分析。前回の試行調査を経て、いずれの教科・科目も問題の情報量や難易度が調整された出題となった。

国語

第1問（記述式問題） 問3

第1問 次の【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】は、まことさんが「ヒトと言語」についての探究レポートを書くときに参考にしたものである。これらを読んで、後の問い（問1～3）に答えよ。なお、解答の際に「指差し」「指さし」など、【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】で表記の異なる語については、どちらの表記でもよいものとする。

【文章Ⅰ】 鈴木光太郎『ヒトの心はどう進化したのか——狩猟採集生活が生んだもの』による。

【文章Ⅱ】 正高信男『子どもはことばをからだで覚える メロディから意味の世界へ』による。

（※編集部注：【文章Ⅰ】【文章Ⅱ】の本文は略）

問3 「ヒトの指差し」と指示語についても考えたまことさんは、次の【資料】を見つけ、傍線部「指さされたものが、話し手が示したいものと同じ視できないケース」があることを知った。まことさんは、「話し手が地図上の地点を指さす」行為もこのケースに当てはまることに気付き、【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】に記された「指差し」の特徴から、

問題の構成と出題内容

多様なジャンルの文章への
対応力が求められる問題構成

今回の試行調査の国語は、5大問で構成された。

段階評価となる第1問の記述式問題は、2つの論理的な文章を参考に探究レポートを書くという設定で、3問出題された。問3では約300字の文章資料が追加され、80字から120字の字数設定での記述が課された。

第2問以降はマーク式問題で、現代文2題（3つの表を含んだ論理的な文章、著作権法の条文、それらを

なぜ「同一視できないケース」でも「話し手が示したいもの」を理解できるのかについての考えをまとめることにした。まことさんは、どのようにまとめたと考えられるか。後の(1)～(4)を満たすように書け。

【資料】

「話し手が何を指しているか」を明確に示すには、「あれ」「これ」「それ」のような指示詞や、「あの」「この」「その」を伴う一般名詞を使って、いわゆる「指さし」のジェスチャーを伴わせるのが有効です。しかし現実には、そうやって指さされたものが、話し手が示したいものと同一視できないケースがいくつもあります。一つには、指さしによって示されたものが、それ自体、文字や写真など「何かを表すもの」である場合です。たとえば、レストランのメニューに載っている料理の名前、あるいは料理の写真の写真を指さして「これにしよう」と言った場合、「これ」で指示されているのは指さしの直接の対象である文字や写真そのものではなく、文字や写真が表している料理です。

(川添愛「自動人形の城 人工知能の意図理解をめぐる物語」による)

(注) 1 指示詞——「指示語」のこと。

- (1) 二つの文に分けて、全体を八十字以上、百二十字以内で書くこと(句読点を含む)。
- (2) 一文目は、「話し手が地図上の地点を指さす」行為が「指さされたものが、話し手が示したいもの」と同一視できないケース」であることを、【資料】に示されたメニューの例に当てはめて書くこと。
- (3) 二文目は、聞き手が「話し手が示したいもの」を理解できる理由について書くこと。ただし、話し手と聞き手が地図の読み方について共通の理解をもっているという前提は書かなくてよい。
- (4) 二文目は、「それが理解できるのは」で書き始め、「からである。」という文末で結ぶこと。

正答の条件を全て満たしている解答の例

- 例1 • 話し手が地図上の地点を指さすことで、指示されているのは地図そのものではなく、地図が表している場所であることが聞き手には理解できる。それが理解できるのは、他者の視点に立つ能力があるからである。(95字)
- 例2 • 地図上の地点を指差して「ここに行きたい」と言った場合、「ここ」が示しているのは地図の実際の場所である。それが理解できるのは、指さした人間の位置に身を置くことで、指さされた人間が指さした人間と同一のイメージをもつことが可能になるからである。(119字)
- 例3 • 地図上の地点を指差して「ここに駅がある」と言った場合、「ここ」が示しているのは地図に対応している実際の駅である。それが理解できるのは、指さされた人間が指さした人間の視点に立つことで、実際に示したいものを想像するからである。(111字)

正答の条件

正答の条件は次の5つとする。

- ① 80字以上、120字以内で書かれていること。
- ② 二つの文に分けて書かれていて、二文目が、「それが理解できるのは」で書き始められ、「からである。」で結ばれていること。
 ただし、二文目が「理解ができるからである。」で結ばれているものは正答の条件②を満たしていないこととなる。
- ③ 一文目に、話し手が地図上の地点を示しているということが書かれていること。
- ④ 一文目に、話し手が指示しようとする対象が実際の場所だということが書かれていること。
- ⑤ 二文目に、次のいずれかが書かれていること。
 なお、両方書かれていてもよい。
 ・指差した人間の視点に立つということ。
 ・指差した人間と同一のイメージを共有できるということ。

参考に作成したポスターを用いた出題と、文学的な文章は小説ではなく、詩とエッセイからの出題)、古典2題(古文、漢文)の構成であった。また、古典の大問4、5では会話文を用いた出題もあった。

注目した問題とその分析

情報を比較・検討し、統合する力が求められる

第1問の記述式問題は、「指差し」と「言語」とのかかわりについて書かれた複数の論理的な文章を読んで、それぞれ30字以内、40字以内、80字以上120字以内で答えるものだった。特に問3では、ある現実的な事象を【資料】に示されたテキストの内容にあてはめ、経験や既得知識に基づいて情報を整理して論理的に記述することが求められた。

第2問(論理的な文章)の問6は、ポスターを作成するという場面設定の中で、本文の要旨を踏まえて空欄にあてはまる内容を考える問題。本文にはない具体的な事象について、示された資料(著作権法)と引き比べて考えることが必要で、情報を統合して考える力が求められた。

第4問(古文)の問5は、授業の

第2問 (論理的な文章) 問6

第2問 次の【資料Ⅰ】は、【資料Ⅱ】と【文章】を参考に作成しているポスターである。【資料Ⅱ】は著作権法(二〇一六年改正)の条文の一部であり、【文章】は名和小平(なわひら)の『著作権2.0 ウェブ時代の文化発展をめざして』(二〇一〇年)の一部である。これらを読んで、後の問い(問1~6)に答えよ。なお、設問の都合で【文章】の本文の段落に①~⑧の番号を付し、表記を一部改めている。(配点 50)

【資料Ⅰ】

著作権のイロハ

著作権とは(著作権法第二条の一より)

- ☐「思想または感情」を表現したもの
- ☐思想または感情を「創作的」に表現したもの
- ☐思想または感情を「表現したもの」
- ☐「文芸、学術、美術、音楽の範囲」に属するもの

著作物の例									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>言語</th> <th>音楽</th> </tr> <tr> <td>・小説 ・脚本 ・講演 等</td> <td>・楽曲 ・楽曲を伴う歌詞 等</td> </tr> </table>	言語	音楽	・小説 ・脚本 ・講演 等	・楽曲 ・楽曲を伴う歌詞 等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>美術</th> <th>地図・図形</th> </tr> <tr> <td>・絵画 ・彫刻 等</td> <td>・学術的な図面 ・図表 ・立体図 等</td> </tr> </table>	美術	地図・図形	・絵画 ・彫刻 等	・学術的な図面 ・図表 ・立体図 等
言語	音楽								
・小説 ・脚本 ・講演 等	・楽曲 ・楽曲を伴う歌詞 等								
美術	地図・図形								
・絵画 ・彫刻 等	・学術的な図面 ・図表 ・立体図 等								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>舞踏・無言劇</th> </tr> <tr> <td>・ダンス ・日本舞踊 ・振り付け 等</td> </tr> </table>		舞踏・無言劇	・ダンス ・日本舞踊 ・振り付け 等						
舞踏・無言劇									
・ダンス ・日本舞踊 ・振り付け 等									

著作権の例外規定(権利者の了解を得ずに著作物を利用できる)

(例)市民楽団が市民ホールで行う演奏会

【例外となるための条件】

a

【資料Ⅱ】

「著作権法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作作者 著作物を創作する者をいう。

三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗読し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。)をいう。

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(時事的事件の報道のための利用)

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によって時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

問6 【資料Ⅰ】の空欄 a に当てはまるものを、次の①~⑥のうちから三つ選べ。ただし、解答の順序は問わない。解答番号は 10 ~ 12。

- ① 原曲にアレンジを加えたパロディとして演奏すること
- ② 楽団の営利を目的としない演奏会であること
- ③ 誰でも容易に演奏することができる曲を用いること
- ④ 観客から一切の料金を徴収しないこと
- ⑤ 文化の発展を目的とした演奏会であること
- ⑥ 演奏を行う楽団に報酬が支払われないこと

一面面を想定した設問。本文で引き歌として用いられた歌についての資料を参考にして、本文の解釈として適当なものを考えるという問題だった。ここでも、複数の文章を比較・関連づけて考える力が求められた。

*

現代文、古典いずれの各大問でも、複数の、多様なテキストを比較・検討するなど、情報を統合して考える力が求められた。複数の文章・資料を比較・検討して答えを導く問題は、「大学入学共通テスト」における典型的な出題パターンの一つになると予想される。同じ事象について異なる観点から書かれた複数の文章を読み比べるなど、多様な見方・考え方に触れ、共通点や差異に着目しながら情報を整理する練習を、生徒には平素から積ませたい。

また、今回の試行調査では、問題解決が必要な場面設定の中で情報を読み取り、考えを説明することが求められた。授業においては、テーマ・課題についてグループ討議するなどの言語活動の場面を通して、「何が問われているのか」を捉える「メタ的な視点」を生徒に身につけさせたい。その際、議論の内容を既知知識

第4問 (古文) 問5

第4問 次の文章は『源氏物語』「手習」巻の一節である。浮舟という女君は、薫という男君の思い人だったが、匂宮という男君から強引に言い寄られて深い関係になった。浮舟は苦悩の末に入水しようとしたが果たせず、僧侶たちによって助けられ、比叡山のふもとの小野の地で暮らしている。本文は、浮舟が出家を考えつつ、過去を回想している場面から始まる。これを読んで、後の問い(問1～5)に答えよ。(配点 50)

(※編集部注…文章の本文は略)

問5 次に掲げるのは、二重傍線部「かかれとてしも」に関して、生徒と教師が交わした授業中の会話である。会話中にあらわれる遍昭の和歌や、それを踏まえる二重傍線部「かかれとてしも」の解釈として、会話の後に六人の生徒から出された発言①～⑥のうち、適当なものを二つ選べ。ただし、解答の順序は問わない。解答番号は **7**・**8**。

生徒 先生、この「かかれとてしも」という部分なんですけど、現代語に訳しただけでは意味が分からないんです。どう考えたらいいですか。
教師 それは、

たらちねはかかれとてしもばたまの我が黒髪をなでずやありけむ
 という遍昭の歌に基づき表現だから、この歌を知らないとは分りにくかったらうね。古文には「引き歌」といって、有名な和歌の一部を引用して、人物の心情を豊かに表現する技法があるんだよ。

生徒 そんな技法があるなんて知りませんでした。和歌についての知識が必要なんです。

教師 遍昭の歌が詠まれた経緯については、『遍昭集』という歌集が詳しいよ。歌の右側には、なにくれといひありきしほに、仕まつりし深草の帝隠れおはしまして、かはらむ世を見むも、堪へがたくかな。蔵人の頭の中將などいひて、夜昼馴れ仕まつりて、「名残りならむ世に交じらほじ」とて、にはかに、家の人にも知らせ、比叡によりて、頭下ろし侍りて、思ひ侍りしも、さすがに、親などのことは、心にやかかり侍りけむ。
 と、歌が詠まれた状況が書かれているよ。

生徒 そこまで分かると、浮舟とのつながりも見えてくる気がします。

教師 それでは、板書しておくから、歌が詠まれた状況も踏まえて、遍昭の和歌と『源氏物語』の浮舟それぞれについてみんな意見を出し合ってこらん。

- ① 生徒A —— 遍昭は、お仕えしていた帝の死をきっかけに出家したんだね。そのときに「たらちね」、つまりお母さんのことを思って「母はこのように私が出家することを願って私の髪をなでたに違いない」と詠んだんだから、遍昭の親は以前から息子に出家してほしいと思っていたんだね。
- ② 生徒B —— そうかなあ。この和歌は「母は私がこのように出家することを願って私の髪をなでたはずがない」という意味だと思わない。出家をして帝への忠義は果たしたけれど、育ててくれた親に申し訳ないという気持ちもあって、だから『遍昭集』で「さすがに」と言っているんだよ。
- ③ 生徒C —— 私はAさんの意見がいいと思う。浮舟も出家することで、遍昭と同じくお母さんの意向に沿った生き方をしようとしているんだよ。つまり、今まで親の期待に背いてきた浮舟が、これからの人生をやり直そうとしている決意を、心の中でお母さんに誓っていることになるね。
- ④ 生徒D —— 私も和歌の解釈はAさんの方がいいと思うけど、『源氏物語』に関してはCさんとは意見が違う。薫か匂宮と結ばれて幸せになりたいというのが、浮舟の本心だったはずだよ。自分も遍昭のように晴れ晴れした気分できたらどんなにいいかという望みが、浮舟の独り言から読み取れるよ。
- ⑤ 生徒E —— いや、和歌の解釈はBさんのほうが正しいと思うよ。浮舟も元々は気がすまなかった、親もそれを望んでいない、それでも過去を清算するためには出家以外に道はないとわきまをきった浮舟の潔さが、遍昭の歌を口ずさんでいるところに表れているんだよ。
- ⑥ 生徒F —— 私もBさんの解釈のほうがいいと思う。でも、遍昭が出家を遂げた後に詠んだ歌を、浮舟は出家の前に思い起こしているという違いは大きいよ。出家に踏み切るだけの心の整理を、浮舟はまだできていないということが、引き歌によって表現されているんだよ。

や経験に結びつけて考えるなど、抽象的な内容を現実的な事象にあてはめて(≠演繹的に推論して)考えをまとめる練習や、筆者が読み手(≠受け手)に対して用いている表現方法などにも着目させたい。

今回の試行調査においても前回同様、大学入試センターから、正答例、正答の条件が公表された。さらに、今回初めて評価の段階表と正答の条件の組み合わせによる段階評価のイメージが示された。

生徒にとつて、自分の解答が正答の条件を満たしているかどうかについて「振り返り」活動を行うことは、自己採点の正確性の訓練だけでなく、深い理解につながる活動として今後重要になるだろう。